

親元同居近居支援補助金制度に関するQ & A

	Q	A
1	配偶者がいない場合でも、対象になりますか？	対象になります。 申請者の要件に配偶者の有無は問いません。単身者の方でも要件を満たせば申請できます。
2	子供がいない場合でも、対象になりますか？	対象になります。 子どもがいないご夫婦のみの世帯、単身者の方も要件を満たせば申請できます。
3	親が市内におり、自分も配偶者と共に市内の賃貸住宅に住んでいますが、住宅を新たに購入する場合は対象になりますか？	対象になりません。 申請者又は配偶者のどちらかが、転入者であることが要件になります。(夫婦ともに転入の場合も含む)
4	市外に住んでおり、市内の親と同居するために住宅をリフォームして転入する場合は対象になりますか？	20万円以上のリフォーム工事(30㎡未満の増築も含む)をした場合は対象になります。 (平成29年2月15日から新たに補助対象に追加されました。平成28年4月1日から平成29年2月15日までに転入されていて対象となる方は、申請期間が半年延長され、転入日から1年6カ月以内に申請すれば有効です。)
5	先に親の住んでいる家に配偶者と共に転入して、後から近くの住宅を購入する場合は、対象になりますか？	原則として購入等した住宅の所在地に転入することが要件となっていますが、やむを得ない理由により、平成28年4月1日以降に親世帯の住宅などに一時的に転入してから、購入等した住宅に転居する場合も他の要件を満たしており、転入から1年以内に申請することが可能であれば、対象となる場合があります。その場合は、やむを得ない理由を記入した理由書を提出してもらいます。